

8月15日(水)午後7:30～8:45、10:00～11:29

NHKTV「日本のこれから」に討論者の一人として参加いたしました。次の文章は、番組に先立ちNHKに提出した事前に行ったアンケート内容に番組終了後加筆したものです。

－2007年8月17日記－

「憲法第9条を考える」

林 明夫

Q：現行の日本国憲法についてどう考えていますか。なかでも、戦争の放棄と戦力の不保持を定めた「憲法9条」についてどう考えていますか。

A：（林明夫：以下省略）

（1）日本国憲法は施行から60年を経過し、憲法制定時と時代的背景が激変。多くの条項について改正を加えた方がよいと思われます。他の憲法と同様、日本国憲法も歴史の産物であるため、60年の使用に耐えられないものも多く見られますので、事情や状況が激変して変えた方がよいものは変え、これから数十年間の日本や世界のためには加えた方がよいと思われるものは加え、もはや役割を果たしたと思われるものは削除すべきと考えます。

（2）9条については、とりわけ時代の状況に合致しないと考えます。自衛隊なくして日本国の防衛は考えられないし、世界で有数の軍備を持つ自衛隊を戦力でないと考えることは困難であるからです。自衛衛のために世界で有数の戦力を自衛隊が持つ必要はないとの議論もありますが、そのお陰で、日本を60年間防衛できたとも考えられます。今後も、日本の安全保障の上で自衛隊の存在は必要不可欠と考えられますので憲法に明確に規定すべきと考えます。

集団的自衛権についての規定、国家緊急権についての規定など、本来は憲法上に明記せねば法的整合性を保てないものを、明確に規定すべきと考えます。

Q：日本の戦後の歩みの中で、憲法9条の果たした役割を評価しますか。

A：高く評価します。憲法9条が、国権の発動たる戦争と武力による威嚇、または武力の行使を明確に禁止したために、日本国は外国に侵攻することがありませんでした。平和国家としての姿を、世界に示すことができました。

日本が平和国家であることを示し続けたため、世界の国々から高く評価され、また日本国に侵攻する国もありませんでした。

この60年の平和は、憲法9条に負うところが大きいと確信します。

Q：日本国憲法はその成立過程において、連合軍総司令部（GHQ）が作成した憲法草案を日本側が受け入れ審議したという経緯から、外国に「押し付けられた」憲法だという見方があります。この考え方についてどう思いますか。

A：ある面ではGHQに押し付けられたとは言えますが、ポツダム宣言を受諾した段階で大日本帝国憲法のままでの国家運営は放棄したとも考えられ、また、曲がりなりにも憲法制定議会での審議は自由に行われましたので、なかば押し付けられはしたものの、日本国民の意思を反映した中間的なものと考えます。

Q：憲法施行後、朝鮮戦争の勃発を受けて警察予備隊が発足し、その後、1954年(昭和29年)には自衛隊が誕生します。政府は「自衛隊は戦力にはあらず、自衛のための武力行使は憲法違反にならない」という見解を示していますが、自衛隊の存在をどのように考えていますか。

A：世界有数の装備を持つ自衛隊を軍隊でないと考えることは、事実上困難であります。また、現有の装備は、北東アジアの状況下で安全保障を確保する上で必要不可欠なものであると考えます。戦後の歴史を振り返っても、現在の自衛隊に軍隊として今後も日本の安全保障を担当する役割を与えることは必要不可欠であると考えするため、憲法9条を改正して自衛隊を軍隊として明記すべきと考えます。

Q：近年、北朝鮮は弾道ミサイルの発射実験や核実験を行っています。また、中国の軍事費は拡大傾向にあり、その中身も不透明とされています。こうしたことから日本を取り巻く環境に「脅威が高まっている」という指摘がありますが、こうした中で憲法9条の存在をどう考えますか。

A：有事に際しては、有事立法で対処すれば足りるとの考えのもと、日本国憲法には国家緊急権の規定が整備されていませんが、たとえ自衛のためとはいえ、反撃等を加える場合には自衛権の発動つまり戦争状態になりますので、そのための規定は、世界の各国にならい憲法上整備すべきと考えます。国家緊急権の規定を憲法上明記すべきと考えます。

＊有事に際しては、基本的人権が制約されざるを得ないこともあると考えられますので、法律のみでなく、憲法で明確に規定することが必要と考えます。

Q：自衛隊は国内での活動に加えて、PKO(国際平和維持活動)などでカンボジアや東ティモール、イラクなど海外に派遣されていますが、自衛隊はどんな役割を担うべきだと考えますか。

A：自衛隊の第一の任務は、国の安全保障の確保だと考えます。その中でも外国からの攻撃に備えることが最も重要ですが、災害の援助や対テロ対策も現代では欠かせません。これに加えて、第二の任務として、PKOや人道支援活動も行うべきと考えます。

Q：日本は戦後、日米安全保障条約を結び、アメリカに「核の傘」の提供を受けるなど、安全保障面での協力関係を進めてきました。これからの日本の国際的な安全保障体制のあり方と憲法についてどうあるべきだと考えますか。

A：日米同盟は、日本の安全保障上、現在は必要不可欠であります。永久に日本の安全の大半を米国に依拠することは、独立国としての日本国のあるべき姿ではないと考えます。基本的には、憲法を改正し、日本単独で国家の安全が保障できるようにすべきと考えます。

日本単独で国家の安全が保障できるようになってはじめて、様々な国々や地域、国際機関(NATOや上海協力機構)などと安全保障条約を締結すべきと考えます。

Q：アメリカのような同盟国が他の国から攻撃を受けた時に、日本が直接攻撃されていなくても反撃する権利のことを「集団的自衛権」と言います。日本政府は「集団的自衛権は持っているが、憲法解釈上、行使できない」としています。集団的自衛権についてどう思いますか。

A：政府の見解は、「権利は持っているが、行使はできない」という一見法理論的には矛盾しないようにも思えますが、「行使はできない」だから「行使しない」では、同盟国の相手側の納得を得ることは困難と考えます。「行使しない」のであれば、別のものを求められるのも仕方ありません。

国際社会で国家としての独立を確立することは重要ですので、集団的自衛権を憲法上明確に位置づけ、行使できるようにすべきと考えます。

Q：今後、国際社会において、日本はどのような国を目指すべきだと考えますか。

A：憲法前文に、日本国の国際社会でのあり方として「人間の安全保障」の推進を掲げることを提言いたします。安全保障の上で国の安全保障も大事で、第9条を改正し明確にすべきと考えますが、同時に一人ひとりの人間に焦点を当てた「人間の安全保障」も大切だと考えます。「保障(Protect, プロテクト)」「能力強化(Empowerment, エンパワーメント)」を内容とした人間の安全保障の推進は、日本の国際社会への貢献として最もふさわしいものと確信いたします。貧困の撲滅、教育環境の整備(識字率向上)、仕事能力の研修など日本の最も得意とする分野での「人間の安全保障」の推進の観点からの貢献は、これから50～60年の世界で最も役立つものと確信いたします。

Q：憲法9条に対するお考えをお書き下さい。その際、戦争体験や国内・海外での旅行や留学、ビジネスなどを通して、憲法9条について考えた個人的な体験や経験、エピソードなどがあれば、あわせてお書き下さい。

A：(1)1997年5月に北朝鮮を訪問した折り、板門店で北朝鮮の将校から、北朝鮮に向けて韓国や日本から大量にミサイルが向けられている。我々は社会主義体制を守るために、今戦闘状態にあり、北朝鮮へ向けてのミサイルが撤去されないのであれば、いつでも攻撃の用意があるとの説明を受けました。

その年の8月下旬、日本に向けてテポドンが発射され、事の重大さに気付きました。

(2)同年10月に世界銀行で2つのセミナーに参加した合間に、バージニア州のノーフォークにあるオールド・ドミニオン大学でNATO軍のセミナーに3日間参加。NATOの東方拡大について、各国からの司令官や大使館職員をはじめ、学者や市民、ジャーナリストが極めてフランクに話し合っているのを見て、日本の防衛についてももっとフランクに話し合う場があってもよいと痛感しました。

(3)個人的には、開倫ユネスコ協会会長として、8月15日正午に、「平和の鐘を鳴らす運動(足利市内の寺院の鐘を子どもたちと鳴らし、平和を祈る)」や「人間の安全保障を考える」講演会などを行っています。